

愛媛県立中央病院 臨床研究審査委員会等設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛媛県立中央病院臨床研究審査委員会（以下「委員会」という。）及び臨床研究審査委員会事務局（以下「委員会事務局」という。）の設置に必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会)

第2条 愛媛県立中央病院長（以下「院長」という。）は、臨床研究の円滑な実施を図るため、院内に委員会を置く。

- 2 委員会は、次の事項について調査審議する。
 - 一 研究の目的、内容及び条件
 - 二 研究結果の報告方法
 - 三 その他必要事項

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長及び副委員長は委員の中から院長が指名する。
- 3 委員は次の者の中から院長が指名又は委嘱する。
 - ア 愛媛県立中央病院副院長又はセンター長
 - イ 愛媛県立中央病院医師
 - ウ 愛媛県立中央病院薬剤師
 - エ 看護師等の医療職の資格を有する愛媛県立中央病院職員
 - オ 愛媛県立中央病院事務局職員
 - カ 倫理学・法律学の専門家等、社会科学の有識者
 - キ 一般の立場から意見を述べることのできる者

(委員会の成立)

第4条 委員会は、委員総数の過半数の出席があり、かつ、前条第3号オ、カ及びキの委員が出席したときに成立する。

(委員会事務局)

第5条 委員会事務局職員は、次の者の中から病院長が指名する。

- (1) 愛媛県立中央病院総務医事課職員
- (2) 愛媛県立中央病院薬剤部職員
- 2 委員会事務局は、総務医事課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める愛

媛県立中央病院臨床研究審査委員会標準業務手順書及び愛媛県立中央病院人を対象とする医学系研究に関する標準業務手順書によるものとする。

(附則)

この要綱は平成 19 年 4 月 18 日から施行する。

(附則)

この要綱は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は 2014 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は 2015 年 4 月 1 日から施行する。